

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	令和元年10月20日 18時45分ごろ
発生場所	広島県江田島市大黒神島北方沖 畑港西防波堤灯台から真方位197° 1.3海里（M）付近 （概位 北緯34° 10.8′ 東経132° 24.1′）
事故の概要	プレジャーボート幸栄丸は、東進中、かき筏に衝突した。
事故調査の経過	令和元年11月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 幸栄丸、2.3トン
船舶番号、船舶所有者等	270-46375広島、有限会社幸栄
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 船底キール部外板に擦過傷、プロペラ軸に曲損 かき筏 竹材に折損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 日没時刻：17時31分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、船長が、江田島市能美島南西方の街明かり（以下「本件街明かり」という。）を帰港する方向と思い込み、大黒神島を右舷方に見て、約16ノットの対地速力で、手動操舵により東進中、かき養殖施設南側のかき筏（以下「本件かき筏」という。）に衝突した。 船長は、本事故海域での航行経験が数え切れないほどあり、レーダーを0.25Mレンジとし、GPSプロッターを見ないまま航行を続けていた。
分析	本船は、かき筏が多数設置された海域を東進中、船長が、慣れた海域であり、本件街明かりのみを頼りに航行したことから、本件かき筏に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、かき筏が多数設置された海域を東進中、船長が、慣れた海域であり、本件街明かりのみを頼りに航行したため、本件かき筏に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、夜間航行する際、慣れた海域であってもGPSプロッター等の航海計器を適切な範囲で表示させ、船位を確認すること。